

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年6月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900004 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900008 号

第 1 結論

昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年の春頃に A 市役所又は B 区役所で国民年金の加入手続をし、請求期間の国民年金保険料を納付した。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年の春頃に A 市役所又は B 区役所で国民年金の加入手続をし、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、請求者が所持する年金手帳の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄には「昭和 60 年 4 月 1 日」の記載が確認できる。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号（*）は、昭和 63 年 7 月に払い出されていることが確認でき、それより前に請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はない。

また、国民年金法によると、申出をした日の属する月以後の各月につき、国民年金保険料の定額保険料に加えて付加保険料を納付する者となることができるとされているところ、請求者が所持する年金手帳に記載された昭和 63 年 7 月分からの国民年金保険料額（8,100 円）は、定額保険料額（7,700 円）に付加保険料額（400 円）が加算された額と一致しており、オンライン記録によると、請求者は、昭和 63 年 7 月 25 日に付加保険料の納付の申出を行い、同年同月分から付加保険料を納付した記録とされている。

以上のことを踏まえると、請求者は、昭和 63 年 7 月に初めて国民年金の加入手続を行い、当該手続時点において、請求期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったことから、その時点において納付可能な昭和 61 年 4 月分の国民年金保険料から納付したものと考えるのが自然である。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700177 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900011 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 2 月 10 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 1 日まで

A 社において厚生年金保険に加入していた期間について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料額よりも給与明細書に記載されている厚生年金保険料額が多いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①については、年金事務所が請求者より訂正請求を受け付けた日（平成 29 年 7 月 6 日。以下「訂正請求受付日」という。）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間である。

したがって、請求期間①については、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正するためには、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき判断することとなり、当該期間の標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が事業主により届け出られていた標準報酬月額を上回ることが必要である。

一方、請求期間②については、訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正することが可能な期間である。

2 A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、同社は平成 30 年 6 月 * 日に破産手続廃止決定されているところ、訂正請求受付日後に、同社の破産管財人（当時）は、年金事務所に対し請求期間①及び②に係る報酬月額の訂正の届出を行い、年金事務所は、当該届出に基づき標準報酬月額の記録の訂正を行っていることから、請求期間②については、既に標準報酬月額の記録訂正がなされており、記録の訂正を行う必要は認められない。

3 請求期間①について、請求者は、A 社からの給与が振り込まれたとする預金通帳の写し（以下「預金通帳」という。）と給与額及び厚生年金保険料の控除額に係る資料として給与明細の一覧表（以下「給与一覧表」という。）と称する資料を提出しているところ、預金通帳により、請

求期間①において、同社から請求者に対しオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）を上回る額が振り込まれたことは確認できる。

一方、請求者は、A社における給与明細書は平成28年1月分以降しか受け取っていない旨陳述しているところ、給与一覧表には請求期間①における給与額が記載されている。

このことについて請求者は、給与明細書を受け取っていない期間については、預金通帳における給与の振込額から逆算した額を記載した旨陳述している。

他方、A社の元事業主は、同社に係る資料は破産管財人に提出したため、所持していない旨陳述しているところ、元破産管財人は、平成27年給与支払報告書の提出を受けたが、賃金台帳については平成28年1月以降のものしか提出を受けていない旨回答している。

したがって、これらの資料に基づき、請求期間①における厚生年金保険料の控除について判断することとなる。

預金通帳によれば、請求期間①における給与振込額（16万2,000円）と平成27年6月以降の給与振込額（19万6,000円、20万1,538円など）は、請求期間①における振込額が3万4,000円以上低い額となっている。

また、請求者が所持する平成28年1月以降の給与明細書における社会保険料控除額は全て5万442円と記載されていることから、当該明細書に記載されている控除内訳に基づき、平成27年についても同様の額で社会保険料の控除がなされたとして社会保険料控除額の年額を算出し、これを前述の給与支払報告書における社会保険料等の金額と比較したところ、同給与支払報告書における社会保険料等の金額は約29万円低い額となることから、A社では平成27年及び平成28年の社会保険料について異なる取扱いを行っていた可能性がうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①について、その主張する厚生年金保険料額を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。